

江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第二条 部長（江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）第一条に規定する部の長及び教育委員会教育長をいう。）は、条例第五条の規定により台帳を整備するものとする。

2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 私債権の名称
- 二 債務者の氏名及び住所
- 三 私債権の額
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(督促)

第三条 条例第六条に規定する督促は、原則として納期限経過後二十日以内に発するものとする。

2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から十五日以内において定めるものとする。

3 第一項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第四条 条例第七条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。

(徴収停止後の期間)

第五条 条例第十四条第一項第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、一年以上とする。

(委任)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

平成22年1月20日作成

NO 335

生活一時資金貸付金 滞納者カード

借受人			
フリガナ	エドガワタロウ	貸付時住所	東京都江戸川区中央1-4-1
氏名	江戸川 太郎	現住所	〒1330052 東京都江戸川区中央1-4-1
生年月日	昭和27年10月29日	最終催告日	平成19年12月12日 郵便
現況	行方不明	特記事項	
区分	保留		

連帯保証人			
フリガナ	エドガワジロウ	貸付時住所	東京都江戸川区中央1-4-1
氏名	江戸川 次郎	現住所	〒1330052 東京都江戸川区中央1-4-1
生年月日	昭和15年7月4日	最終催告日	平成20年9月8日 到達
現況	居住	特記事項	借受人関係 友人
区分	督促状送付		

貸付状況			
貸付日	平成12年1月4日	貸付額	200,000円
返済回数	25回	残元金	200,000円
返済開始	平成12年2月1日	督促基準日:平成21年7月31日	
返済終了	平成14年2月28日	滞納額 200,000円	
返済額	0円	利息 6,400円 参考:延滞金 108,400円	
最終納付日		第三者返済人	

〒1330052

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川 太郎 殿 1000

管理番号 1000

督促状

平成21年12月4日

借受人 江戸川 太郎 殿
連帯保証人 江戸川 次郎 殿

江戸川区長 多田 正見

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号
中村ビル5階

マイスタット法律事務所

上記代理人 弁護士 須田 徹

当職は、江戸川区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。

記

1. 貸金返還請求

江戸川 太郎殿を借受人、江戸川 次郎殿を連帯保証人として実行した平成12年10月5日付江戸川区生活一時資金貸付(貸付金額金250,000円)は、遺憾ながら、金289,400円が未納となっています。その内訳は次のとおりです。

元	本	金	190,000円	
利	息	金	6,900円	
延	滞	金	92,500円	(但し、平成21年12月1日現在)
合	計	金	289,400円	

については、平成21年12月17日までに、上記元本と利息の合計金196,900円を同封の納付書によりお支払い戴きますよう請求致します。

なお、延滞金については元本完済後に請求させて戴きます。

※ 利息は残元本に対して貸付日の翌日から最終納期限まで年1.5%の割合で賦課するものです。

※ 延滞金は残元本に対して最終納期限の翌日から完済まで年7.3%の割合で賦課するものです。平成21年12月1日現在で既に延滞金が金92,500円となっています。

※ 納付書の金額欄は記入済です。最寄りの金融機関にて、お振込の方法によりお支払い下さい。

2. 納付相談

何らかの事情により前記期限である平成21年12月17日までに上記金員全額のお支払ができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職（ないしは江戸川区から委任された別の弁護士）が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧ください。

3. 訴訟提起の予告

万一、前記期限である平成21年12月17日までに、上記金員全額のお支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

以上

<同封書類>

- ・納付相談会のご案内
- ・面談カード（生活一時資金貸付金）
- ・面談カードについて
- ・納付書

納付相談会のご案内

下記の要領にて、納付相談会（個別面談）を実施します。

[注意事項]

※予約なしでお越し頂いても面談を受けることはできませんので、ご注意ください。
 ※ご予約のお電話の際には、返済に関する具体的なご相談やご要望には、一切お答えできません。具体的なご相談やご要望は、予約された面談日時に弁護士がお伺いします。
 ※面談内容によっては、開始時間が遅れる場合があります。予めご了承願います。

○面談日時および会場

日	時間	会場
平成22年1月25日(月)	① 午前10時00分～午前10時30分	グリーンパレス (高砂羽衣)
平成22年1月26日(火) ※都合により⑩午後3時45分までの面談時間となります。	② 午前10時30分～午前11時00分	
	③ 午前11時00分～午前11時30分	
平成22年1月27日(水)	④ 午前11時30分～午前12時00分	
	⑤ 午後1時00分～午後1時30分	
平成22年1月28日(木)	⑥ 午後1時30分～午後2時00分	
	⑦ 午後2時00分～午後2時30分	
平成22年1月29日(金)	⑧ 午後2時45分～午後3時15分	
	⑨ 午後3時15分～午後3時45分	
	⑩ 午後3時45分～午後4時15分	

○面談場所

グリーンパレス（東京都江戸川区松島1丁目38番1号）

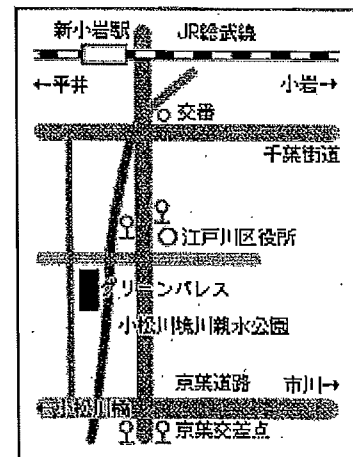
○面談時間

前記の面談日時のいずれかで、お一人あたり約30分間となります。

面談開始時刻の5分前までには、面談場所までお越し下さい。

○持参して戴くもの

- ・印鑑（認印可、シャチハタ不可。）
- ・身分を証明するもの（運転免許証、パスポートなど）
- ・面談カード（同封） 事前に必要事項をご記入の上、面談当日にご持参ください。



納付相談を希望される方は、平成21年12月17日(木)までに、下記の連絡先に電話をして、面談時間を予約した上で、予約日に面談場所にお越し下さい。(予約については先着順となりますので、ご希望に添えない場合もございます。)

なお、納付相談を希望される方で、どうしても上記面談日時にご都合がつかない場合は、下記にご相談ください。

連絡先： マイスタット法律事務所

住所： 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-1-13
 中村ビル5階

電話： (03) 3518-8456

(土日祝日を除く、午前10時00分～午後6時00分の間にお電話下さい。)

以上